

令和6年度

市民後見人養成講座

“第4期生”を募集します!



現在、木更津市では
10名の市民後見人が
活動しています。

市民後見人とは？

「市民後見人」とは、弁護士や司法書士等の専門職ではない、親族以外の一般市民による成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人)のことをいいます。弁護士等の資格がなくても、市町村等が実施する市民後見人養成講座を受講した方が、地域に住む身近な存在として、被後見人(以下「ご本人」という)の気持ちに寄り添い、財産管理や各種契約等の支援をします。

認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の利用者数も増加することが見込まれます。今後さらなる成年後見人等の担い手が求められる中、親族や専門職に加えてこれまで以上に市民後見人の活躍が期待されています。

市民後見人の活動内容

親族や専門職が成年後見人等として行う後見活動と同様に、ご本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、福祉サービスの契約や財産の管理等をします。

例えば...

- 金融機関で、ご本人の生活費の払い戻しや公共料金等の支払いをする。
- ご本人の生活状況に変化がないか、定期的にご自宅または入所施設を訪問する。
- ご本人の状態によって、ケアマネジャーと話し合い、介護サービスの利用契約や変更をする。
- 毎年1回、家庭裁判所へ財産目録や収支における報告書を提出する。

市民後見人養成講座を受講するには

「第4期 市民後見人養成講座」の受講までの流れは、以下のとおりです。
詳しい日程については随時、ホームページ等にて公開します。

募集開始	令和6年7月20日(土)	ホームページ等をご確認ください。
受講説明会	令和6年7月20日(土) 25日(木)	2日開催のうち、いずれかに参加してください。 説明会にて「受講申込書類」を配布します。
申込書類提出期限	令和6年8月13日(火)	郵送またはお持ち込みください。
一次審査	令和6年8月 中旬	書類選考
二次審査	令和6年8月 下旬	面接選考 ※平日に実施します。
養成講座	令和6年9月～ 令和7年3月	計10日間 ※土曜日開催、全講座の受講が必須。 ※欠席の場合は補講を実施します。

(会場：木更津市民総合福祉会館 ※本講座は3年ごとに1回の開催となります。)

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などによって、判断能力が十分ではない方の、財産管理や法律的な手続きを成年後見人等が支援する制度です。成年後見人等は、ご本人の意思を尊重し、心身の状態や生活の状況に配慮し、その人らしく安心して暮らせるように支援します。



応募資格

- ① ボランティア活動に意欲的で、市内在住の20歳以上の方。
- ② 高等学校卒業あるいはそれと同等以上の資格を有する方。
- ③ 7月20日または25日に開催する受講説明会に参加できる方。



後見の仕事始めて感じたのは、だれかのために仕事ができる喜びです。毎回、やりがいと責任を感じています。



(70代 男性)

市民後見人の声



(50代 男性)

お役に立てていると思えるからでしょうか、とても前向きに取り組んでいます。いろいろ、手探りな場面もありますが、寄り添う気持ちで向きあっていきたいです。

問合せ

木更津市社会福祉協議会 きさらづ成年後見支援センター

☎(22)6226 FAX (22)3550 E-mail : koken-center@kisarazushakyo.or.jp